

令和7年度「さぬき讃シリーズ」プロモーション事業委託業務仕様書

1、趣旨

本業務は、「さぬき讃シリーズ」サポート店の店頭などにおいて、県内の消費者に「さぬき讃シリーズ」をはじめとする県産ブランド農産物をPRすることで、それらの認知度向上と消費拡大を図る。また、生産者の顔が見える農産物として、魅力や美味しさを広く発信することで、売場でのPR力向上を目指す。さらに、「さぬき讃シリーズ」の魅力を伝える動画を制作し、消費者の「さぬき讃シリーズ」のブランドイメージ向上を図る。

2、委託者

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 早川 茂

3、委託業務の内容

(1) かがわ「旬のイチオシ！」農産物フェア等「さぬき讃シリーズ」PRイベントの企画・運営

県内の消費者に対して、「さぬき讃シリーズ」をはじめとする県産ブランド農産物の認知度向上を図るため、次に定める期間中、「さぬき讃シリーズ」サポート店において、農産物フェアを円滑かつ効果的に実施できるよう企画・運営を行うこと。

《「かがわ「旬のイチオシ！」農産物フェア」の概要》

- 実施期間：令和7年7月～令和8年2月
- 実施場所：「さぬき讃シリーズ」サポート店 24店舗（予定）
なお、店舗は委託者と協議のうえ、決定する。
- 実施内容：フェア開催期間中（2日間程度）のうち単日2時間程度、店内に設置された特設コーナーで、生産者やさぬき讃サンはなやか大使、PRキャラクター（ベジィさん、おいでまいちゃん（着ぐるみ））等が店頭に立ち、「さぬき讃シリーズ」や、「おいでまい」等、旬の県産ブランド農産物をPR販売する。

《委託内容》

1) PRスペースの企画・運営

県産ブランド農産物のイメージ向上につながるようなPRスペース（5㎡以上）のレイアウトや運営等について、企画提案するとともに、会場の設置・撤去を行うこと。

フェア運営に関する打ち合わせへ、月3回程度出席すること。

○会場設営、撤去について

①会場設営・会場撤去 24回

※日時・時間帯は、委託者と協議の上決定

②装飾品等搬出、保管

・フェア終了後、次の店舗での開催までの期間、装飾品等を保管しておくこと。

○会場装飾

①PRスペース展示用横断幕の増刷

PRスペースの展示用横断幕（縦45cm×横180cm、カラー4色、シルク印刷、防災素材）を、30部増刷すること。なお、データは委託者が提供する。

②県産ブランド農産物（さぬき讃ベジタブル等）のPR映像の放映

来店者に、県産ブランド農産物をPRするため、動画放映機材を準備するとともに、フェア期間中PRスペースにおいて、協議会等が保有する「香川の野菜」や（2）の委託で作成した動画等を放映すること。

③試食提供による旬の農産物PR

フェア24回で、宣伝販売促進員（マネキン）を手配し、試食用食材を準備し、調理提供する。なお、フェア1回あたりの実働時間は、4時間程度とする。

○注意事項

- ・フェアを実施する「さぬき讃シリーズ」サポート店の要望に応じて、実施場所や内容が変更になる可能性があります。

○「さぬき讃シリーズ」等品目

月	イチオシ品目（例）
7月	①さぬき讃ベジタブル：金時いも、アスパラガス、ミニトマト、きゅうり ほか ②さぬき讃フルーツ：桃、シャインマスカット、ピオーネ、ハウス小原紅早生 ほか ③さぬき讃フラワー：キク、ヒマワリ ほか
8月	①さぬき讃ベジタブル：金時いも、ミニトマト、青ねぎ、なす（三豊なす） ほか ②さぬき讃フルーツ：桃、シャインマスカット、ピオーネ、ハウス小原紅早生 ほか ③さぬき讃フラワー：キク、ヒマワリ ほか
9月	①さぬき讃ベジタブル：金時いも、アスパラガス、きゅうり、なす（三豊なす） ほか ②さぬき讃フルーツ：シャインマスカット、ピオーネ、梨 ほか
10月	①さぬき讃ベジタブル：金時いも、ミニトマト、きゅうり、青ねぎ ほか ②さぬき讃フルーツ：さぬきゴールド、ピオーネ ほか
11月	①さぬき讃ベジタブル：レタス、ブロッコリー、ミニトマト、青ねぎ ほか ②さぬき讃フルーツ：さぬきゴールド、さぬきキウイっこ ほか ③その他：おいでまい
12月	①さぬき讃ベジタブル：レタス、ロメインレタス、リーフレタス、ブロッコリー、青ねぎ、ミニトマト、金時にんじん、なばな、パセリ ほか ②さぬき讃フルーツ：小原紅早生、香緑、さぬきひめ ほか ③さぬき讃フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか
1月	①さぬき讃ベジタブル：レタス、ロメインレタス、リーフレタス、ブロッコリー、大根、金時にんじん、パセリ、まんば、食べて菜 ほか ②さぬき讃フルーツ：小原紅早生、不知火、香緑、さぬきひめ ほか ③さぬき讃フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか
2月	①さぬき讃ベジタブル：レタス、ロメインレタス、セルリー、青ねぎ、キャベツ、大根、なばな、アスパラガス、パセリ ほか ②さぬき讃フルーツ：さぬきひめ、香緑 ほか ③さぬき讃フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか

（２）「さぬき讃シリーズ」PR動画の制作

上記（１）フェアで使用する動画を下記のとおり制作すること。

１）規格等

項目	内 容
テーマ	さぬき讃レモン（グリーンレモン、イエローレモン）
制作本数	２本
動画の時間	各３分程度
利用形態	①県ホームページ（YouTube 利用）での動画配信 ②関係団体ホームページ等での公開 ・Facebook ページ「かがわ農産物応援団」 (https://www.facebook.com/kagawanousanbutsu/) ・HP「香川県卸売青果ネットワーク」(https://www.kagawa831.net/) ③県・協議会関係施設及び県・協議会主催イベント会場等での放映 ④県内量販店及び県アンテナショップ等にプレイヤーを設置し放映 ⑤県・協議会が行う広報やレシピ作成での静止画データ・レシピ内容の公開 なお、この他に様々なメディアへの掲載に取り組むこととしています。

《委託内容》

○内容

- 1) テーマに基づく番組の台本作成、取材（取材先農家は協議会が選定）、撮影、装飾、ナレーション、編集、校正、音楽、エンコード等
- 2) コーディネート（テーマ農産物は協議会が提供）
- 3) 協議会や取材先農家との打ち合わせ
- 4) 協議会による映像コンテンツの内容確認及び調整作業
- 5) 上記利用形態①～④で使用するため、動画DVDを作成し協議会へ納品
- 6) 上記利用形態⑤で協議会が使用するデータを協議会へ提供
- 7) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理

○構成等

- 1) 県内外の消費者を意識し、生産者の顔が見えるとして、魅力や美味しさを表現することで、商品を手に取りたくなるような、県産農産物のPR力向上につながる内容とすること。
- 2) 「さぬき讃シリーズ」の特徴、生産現場の状況が分かる内容の動画を鮮度が伝わるような映像を用いて作成すること。

レモン（生産現場撮影時期：グリーンレモン 8～9月、イエローレモン 11～12月頃）：

昨年度から、「さぬき讃レモン」として新たに「さぬき讃シリーズ」に加わった。年間の日照時間が長く温暖で、年間降水量が少ない香川県は、日本国内でも数少ないレモン栽培に適した地で、作付面積が全国第5位（令和5年度）。8月に収穫する「璃の香」の生産量が特に増加している。

- 3) 10代後半～30代の若い世代に向けた内容の動画を作成すること。
- 4) 動画は大型スクリーンだけでなく、SNS投稿や小型ディスプレイで流すことも想定すること。また、YouTube等にアップロードする際のサムネイルについて、訴求力のあるものにすること。
- 5) 音声は聞こえない場合を想定し、映像だけでなく文字も使用した内容とすること。

○成果品及び納入数

- 1) 次の形式をCD-RまたはDVD-Rで納品すること。
 - ①MP4形式（最低画質）：6部
 - ②MP4形式（高画質（フルハイビジョン以上））：3部
 - ③フラッシュビデオ（flv）形式：2部
 - ④ウィンドウズ・メディア・ビデオ（wmv）形式：2部
 - ⑤DVDビデオ形式：3部
- ・各DVDの表面には、「委託業務名」及びMP4形式などの名称を記載すること
- ・DVDと合わせて、台本（2部）も提出すること

4、委託期間：契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

5、その他

- （1）青果物の写真が必要な場合には、香川県及びかがわ農産物流通消費推進協議会並びに一般財団法人かがわ県産品振興機構が所有する写真を提供することができる。

- (2) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、協議会に提出すること。
- (3) 業務の詳細な内容については協議会と協議して実施すること。本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、協議すること。
- (4) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- (5) 業務終了後に実施状況や消費者の意見を内容に含み報告書を作成し、提出すること。
- (6) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- (7) 本事業の成果物並びデザインの著作権は協議会に帰属するものとする。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させたいと、当該成果物等を協議会に引き渡すものとする。協議会は、この成果物に係るアイデア、コンセプト等について、対価を払うことなく自由に使用できるものとし、協議会が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものである。
- (8) 他社の印刷物などから、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。
- (9) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他社会経済情勢等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途、変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。